

令和 7 年 2 月 2 8 日

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長

坂本 雅彦

(公印省略)

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件の見直しに伴う事務手続について (通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年10月16日付6公立東京給第1018号「育児休業手当金に係る地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正について (通知)」でお知らせしたとおり、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号。以下「法」という。) に基づく育児休業手当金については、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年総務省令第88号) による地方公務員等共済組合法施行規則 (昭和37年自治省令第20号。以下「規則」という。) の改正に伴い、支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しを行い、令和7年4月1日から施行されます。

これに伴う事務手続については、下記のとおりといたします。

つきましては、貴所属の組合員に対し周知いただきますと共に、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件の見直し

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件については、規則第2条の5の5第1項第1号において定められていますが、次のとおり、改正されました。

(改正前)

・・・保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(改正後)

・・・保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合 (速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。)

育児休業手当金は、保育所等に入所できなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日まで (再延長の場合は2歳に達する日まで) 支給を受けることができますが、育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにも関わらず、区市町村に入所を申し込むことは制度趣旨に沿わない行為です。

制度を適切に運用するため、令和7年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申込をしていることを共済組合で確認させていただくことになりました。

2 施行日

令和7年4月1日

3 「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」について

「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」とは、以下の（１）～（３）いずれの要件も満たす場合とします。

また、当該要件を満たすことを確認するため、組合員に対し以下の書類の提出を求めることとします。

- ・ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）
- ・ 区市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」という。）
- ・ 区市町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（保育所等入所に関する区市町村の証明書 以下「入所保留通知書等」という。）

- （１） 区市町村に対して、育児休業の申出に係る子が１歳に達する日（法第70条の2第2項に規定する場合に該当する場合には1歳2か月に達する日。以下同じ。）までに保育利用の申込を行っていること。

具体的には、申告書に記載された利用（入所）申込をした日及び利用申込書に記載された提出日が、子が1歳に達する日以前の日であることとします。

ただし、保育所等における保育を希望し、区市町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行おうとしたものの、一定の理由により申込ができなかった場合は、申告書の理由欄及び医師の診断書、障害者手帳の写し等により確認することとします。

「一定の理由」とは、育児休業の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、区市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合が該当し、区市町村への相談なく組合員の判断のみによって申込を行わなかった場合はこれに該当しないものとします。

なお、「一定の理由」に該当する場合は、下記（２）及び（３）の確認はしないものとします。

所属所の事務担当者は、一定の理由等により保育所入所の申込ができなかったことについて、組合員から相談を受けた場合には、状況を確認したうえで速やかに短期給付担当に御連絡ください。

- （２） （１）の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たすものであること。

- ① 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。

具体的には、申告書及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前の日であることとします。

なお、子が1歳に達する日の翌日より相当前の日を利用（入所）開始希望日として保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認するため、交付年月日が、子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降の入所保留通知書等を添付することとします。なお、交付年月日が当該日より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は区市町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子が1歳に達する日の翌日において保育が実施されていないことを記載の上、直近の入所保留通知書等（当該子が1歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）を添付すること

ただし、子が1歳に達する日の翌日の属する月について、区市町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を当該育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日から2か月以内としていること。

この場合においては、申告書の理由欄にその旨を記載の上、当該区市町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類（区市町村が作成している資料やホームページ）、利用申込書及び入所保留通知書等を添付すること。

留意事項（2月又は3月の入所募集がない区市町村の場合）

上記（2）①上から2段目「申告書及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前の日であること」により、2月又は3月生まれの子に対し、居住する区市町村で2月又は3月の保育所の入所募集がない場合は、前倒しで1月などの入所募集がある月に入所申込を行い、子が1歳に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）以前に入所保留状態になっていなければ、これまでどおり延長給付の支給要件は満たしません。このため、2月又は3月の入所募集がない区市町村の場合は、直近の申込可能な希望日の属する月（2月及び3月の入所募集がない場合は1月、3月のみ入所募集がない場合は2月）の入所保留通知書等の提出が必要となります。

その上で、上記（2）①上から4段目のただし書きに「子が1歳に達する日の翌日の属する月について、区市町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を当該育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日から2か月以内としていること。」が追加されたため、2月又は3月の入所募集がない場合は、1歳に達する日の翌日（子の1歳の誕生日）から2か月以内（2月又は3月の入所募集がない場合は4月）の入所保留通知書等の提出が必要となります。この場合の4月の入所保留通知書等は、4月の育児休業手当金に係る休業実績報告書（延長給付）の提出時に添付することで確認します。

区市町村が募集をしていない時期があるために、直近の申込可能な希望日での申込をしたことについて、組合員から相談を受けた場合には速やかに短期給付担当に御連絡ください。

- ② 区市町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

具体的には、申告書において入所保留を積極的に希望する意思表示をしていないこと及び利用申込書において入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないこととします。

「入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合、延長給付の対象とはなりません。選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示は入所保留を積極的に希望する意思表示には当たりません。

- ③ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

具体的には、申告書に記載された「利用（入所）申込を行った保育所等の中で、自宅又は勤務先から最も近隣の施設名と通所時間（片道）」が30分未満となっていることとします。

通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とします。

また、通所時間が30分以上となっている場合は、申告書によって合理的な理由に該当することを確認することとし、「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。

- a 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
- b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
- f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は区市町村から行政指導等を受けていた場合。

なお、申告書に上記dからfの理由に該当する旨の記載がされている場合は、該当することが確認できる以下の書類を提出してください。

（添付書類の具体例）

- ・医師の診断書や障害者手帳の写し等（上記dの場合）
- ・兄弟姉妹の在籍証明書等（上記eの場合）
- ・当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する区市町村の公表資料、保育所等の公表資料等（上記fの場合）

(3) 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。

ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除くこととします。

具体的には、申告書又は入所保留通知書等の備考欄などで保育所等の内定を辞退していないこととします。辞退している場合は、申告書の理由欄によって「やむを得ない」理由に該当すること。

「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

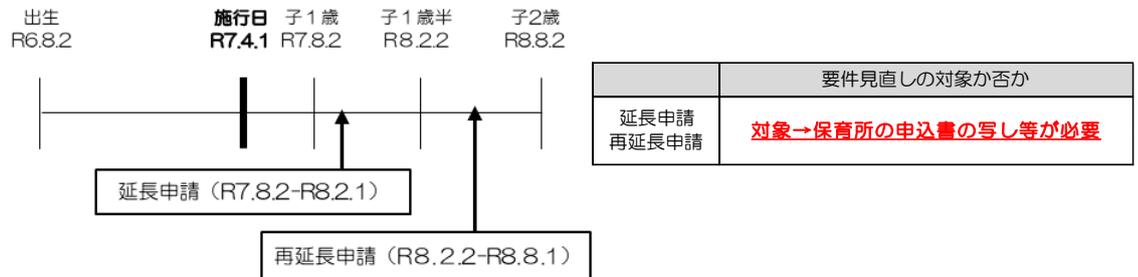
(4) 子が1歳6か月に達する日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められる場合においては、(1)～(3)を準用すること。

4 支給期間の延長に係る要件の見直しの対象となる組合員

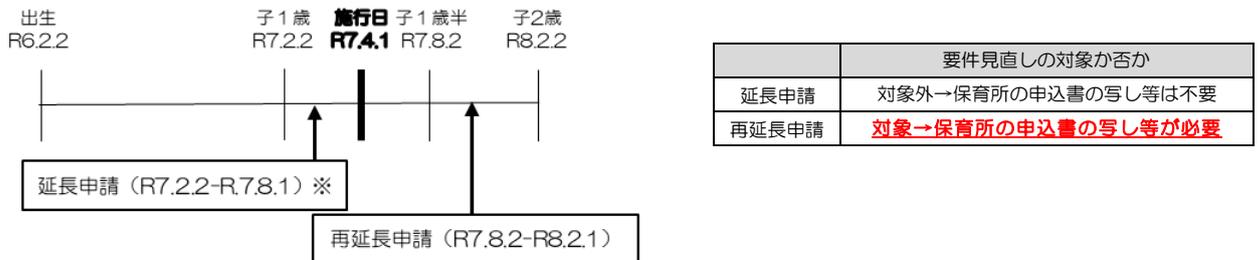
令和7年4月1日以後に、子が1歳（または1歳6か月）に到達して（パパ・ママ育休プラス制度の適用を受けている場合はその終期を迎えて）おりかつ延長給付の請求書の提出を行う組合員

具体的には以下のとおり。

(1) 令和6年8月2日生まれの子の場合

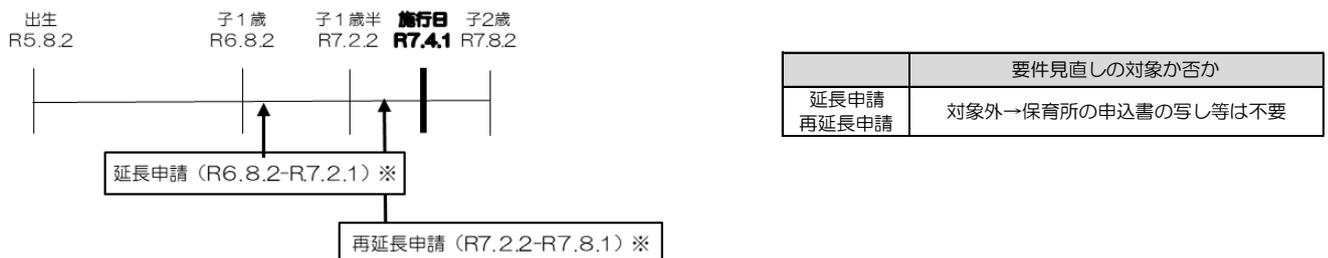


(2) 令和6年2月2日生まれの子の場合



※ 延長申請を令和7年4月1日以後に提出したとしても、子が1歳の誕生日が施行日前のため、延長申請は要件見直しの対象外

【参考】 令和5年8月2日生まれの子の場合（今回の要件見直しの対象外）



※ 延長申請・再延長申請を令和7年4月1日以後に提出したとしても、子が1歳の誕生日及び1歳6か月の誕生日が施行日前のため、延長申請及び再延長申請ともに要件見直しの対象外

5 要件の見直しに伴う延長給付請求時に提出する書類の変更について

「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである」かどうかを確認するため、保育所等の利用申込書の写しなど、新たに以下の提出書類が必要となります。

なお、施行日前に子が1歳（再延長の時は1歳6か月）に達する組合員は従前のとおり（今回の見直しの対象外）です。提出書類については令和7年3月以前のものを使用してください。

(令和7年3月以前)

- ①育児休業手当金延長給付請求書
〔用紙No.育休1-3〕
- ②保育所等入所に関する区市町村長の証明書※1
- ③育児休業手当金延長給付に係る誓約書
- ④母子健康手帳の写し※2
- ⑤育児休業承認期間が確認できる書類の写し※2

(令和7年4月以降)

- ①育児休業手当金延長給付請求書
〔用紙No.育休1-3〕【別添1】
- ②保育所等入所に関する区市町村長の証明書※1
- ③育児休業手当金延長給付に係る確認書【別添2】
- ④母子健康手帳の写し※2
- ⑤育児休業承認期間が確認できる書類の写し※2
- ⑥育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書〔用紙No.育休5〕
【別添3及び別添4】
→ 別添3（表）・別添4（裏）を両面印刷してください。
- ⑦区市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し
→ 区市町村の受付印等は不要ですが、区市町村に提出したものを全て提出していただきます。
また、区市町村に入所申込を行ったときに入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
なお、利用申込書の内容については、必要に応じて区市町村に確認する場合があります。
注）利用申込書の個人番号（マイナンバー）が記載されている箇所は、必ず黒塗りし、読取不能となる処理を行ったうえで提出してください。

※1 子が1歳に達する日の翌日の属する月の入所保留通知書等

※2 必要な場合のみ

6 注意事項

(1) 育児休業期間中の休業実績報告書（延長給付用）〔用紙No.育休3〕の取扱いについて

育児休業期間中の休業実績報告書（延長給付用）の取扱いに変更はありません。

これまでどおり、休業月に係る自治体発行の入所保留通知書等を添付し、毎月10日までに提出してください。**実績報告書提出時には、保育所等の利用申込書の写しは不要です。**実績報告書及び自治体発行の入所保留通知書等の提出がない場合、給付はされません。ご注意ください。

(2) 保育所の利用申込書の写しの提出時期と支給中に要件を欠いた申込を行っていた場合について

保育所等の利用申込書の写しは、1歳と1歳6か月時点での延長給付の請求書提出時のみ必要です。ただし、例えば、1歳と1歳6か月の間に入所申込の有効期限が切れ、再度保育所の申込を行った際に要件を欠いた申込を行っていたことが判明した場合は、要件を満たした申込が継続しているまでの間は育児休業手当金の支給が認められますが、要件を欠いた申込にかかる利用申込書に記載された利用（入所）希望日以後の期間については支給しません。（返還対象となります。）

7 組合員への周知について

育児休業手当金を取得中及び取得予定の方に向けた案内用チラシを別添5のとおり作成いたしました。各所属所におかれましては、対象者に配布くださるようお願いいたします。

公立学校共済組合東京支部
給付貸付課 短期給付担当
栗原 藤森 篠原
電話 03-5320-6827